

第176回：まもなく消費税増税！ 事前準備は大丈夫でしょうか？

2019年10月1日から、消費税^{※1}が8%から10%に引き上げられます。今回の消費税増税は、ただ増税するだけではなく、増税による消費の低迷を防ぐため、「**軽減税率制度**」の導入もあります。

軽減税率制度とは、生活に欠かせない「酒類・外食を除く飲食料品」と「週2回以上発行される（定期購読の）新聞」の税率を8%に据え置く制度のことです。

（第165回（平成30年10月号）にて、軽減税率について詳しく説明しております。ぜひ参考にしてみてください。）

※1 消費税及び地方消費税

今回の消費税増税及び、軽減税率制度で大きな影響が出てくるのは、飲食料品を取り扱うお店です。

その中でも「飲食店」は、様々な食材を購入し、お店での食事の提供やお弁当の販売など、軽減税率制度に伴って消費税が大きく影響してきます。

残り約2ヶ月でしっかりと事前準備を行い、消費税増税に対応できる環境づくりが大事となってきますので、ぜひとも参考にしてみてください。

1. 飲食店の消費税について

食品を多く取り扱う飲食店は、増税前に軽減税率にともなう消費税についてきちんと理解をし、消費税率引き上げ及び、軽減税率制度が実施された後は、消費税額に注意する必要があります。

■売上について

①お店での飲食…消費税率10%

生活に欠かせない「酒類・外食を除く飲食料品」は、軽減税率制度の対象となるため、消費税率8%となりますが、「外食（お店での飲食）」は軽減税率制度の対象外となるため、お客様がお店で食事をした際の売上に対する消費税は10%になります。

②テイクアウト（お弁当）、出前…消費税率8%

同じ飲食店が提供する商品であっても、テイクアウトや宅配・出前などいわゆる「中食」に分類されるものは、「加工食品」と判断され、軽減税率制度の対象になり、消費税率は8%のままになります。

③酒類…消費税率10%

酒類は軽減税率制度の対象外となるため、店内、テイクアウト関係なく消費税は10%となります。



飲食店の店内で食事をする場合は「外食」なので10%、弁当を買って持ち帰って食べる場合は「テイクアウト」なので8%というように、同じ飲食店でも、同じ商品でも税率が異なります。現場で混乱が生じないように、今一度、自分の店舗の取扱商品が何に分類されるか確認し線引きをしておく必要があります。

また、売上表の記載方法も、8%の売上なのか、10%の売上なのか判別できるよう、区別して記載していく必要がありますので、事前の準備が必要となります。

■仕入について

①野菜や米、肉など…消費税率8%

軽減税率制度により、「食料品・飲料品（酒は除く）」の消費税率は8%のままになります。そのため、飲食店で使用する食材や飲料品は、現在と変わらない8%で購入することとなります。

②お酒…消費税率10%

酒類は軽減税率制度の対象外となり、消費税率は10%となります。

◎消耗品（ティッシュ・割りばし等）…消費税率10%

仕入ではなくなりますがお店に必要な消耗品（経費）はすべて軽減税率制度の対象外となり消費税率は10%となります。



仕入れる食材・飲料によって消費税率が異なるため、実施後は仕入れに消費税8%と10%が混在するようになります。しっかりと理解しておくこと、そして事前の準備が必要となってきます。

仕入先からの領収書には、購入した品目（品名）、それに対する消費税が8%又は10%が分かるよう、明記されているか、しっかりと確認する必要があります。

◇仕入食品の注意点

食材の消費税は8%、お酒の消費税は10%ではありますが、いくつか注意すべきものがあります。

①みりん

「みりん」は「本みりん」と「みりん風調味料」で異なります。「本みりん」はもち米・アルコールなどで作られ、14%前後のアルコールが含まれていますが、「みりん風調味料」はブドウ糖や水あめなどの糖類・米などを調合して作られ、アルコール度数は1%未満とほとんど含まれていません。そのため「みりん」は「酒類」に分類されて消費税は10%、「調味用みりん」は「調味料」で8%となります。

②ノンアルコール

ビール・日本酒・焼酎・カクテルなど「酒類」の仕入れにはもちろん10%が適用されますが、ノンアルコール飲料はお酒ではないため8%です。

③水

ペットボトルに入った水は飲食料品にあたるため、8%の対象になりますが、水道水は調理だけでなく、食器洗いや洗濯にも使用するため、食品とは言い切れず、10%の対象となっています。

消費税率8%と10%の線引きをしっかりと理解し、自分の店舗ではどうなのかを確認しておくことはとても大切になってきます。残り2ヶ月を切ってしまいましたが、消費税増税及び軽減税率制度の準備をしましょう。ご質問等ございましたら、当事務所までお気軽にご相談ください！